

「仏暦二五三五年・損害保険法令 [仏暦二五五一年・
損害保険法令（第二版）を織り込んで訳出] 」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二五三五年・損害保険法令

[仏暦二五五一年・損害保険法令（第二版）を織り込んで訳出。改正・増補条項は*印が付してあります]

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五三五年・損害保険法令（プララーチャバンヤット・プラカン・ウィナーサパイ）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報公示日の翌日から施行する。[注／仏暦二五五一年改正法の施行日は二〇〇八年二月二日]

第三条

仏暦二五一〇年・損害保険法令を廃止する。

* 第四条

本法令において、

「損害（ウィナーサパイ）」とは、金銭で見積もることのできる損害を意味すると共に、権利、報酬または収入における損害も意味する。

* 「会社（ポリサット）」とは、本法令に基づき損害保険事業の営業許可書を取得した公開株式会社を意味すると共に、本法令に基づき王国内での損害保険事業の営業許可書を取得した外国損害保険会社の支店も意味する。

「本店（サムナックガン・ヤイ）」とは、本法令に基づき王国内での損害保険事業の営業許可書を取得した外国損害保険会社の支店オフィスも意味する。

「損害保険事業の営業（ガーンプラコーブ・トゥラキット・プラカンウィナーサパイ）」とは、再保険事業の営業も意味する。

* 「自己資本（グンゴントウン）」 規定廃止

「損害保険エージェント（トゥアテーン・プラカンウィナーサパイ）」とは、会社との保険契約を交わすよう会社が勧誘を委託した者を意味する。

「損害保険ブローカー（ナーイナー・プラカンウィナーサパイ）」とは、報酬目的に会社との保険契約を結ぶよう案内または管理する者を意味する。

* 「委員会（カナカマカーン）」とは、保険事業監督振興委員会を意味する。

* 「基金（ゴントウン）」とは、損害保険基金を意味する。

「係官（パナックガーンチャオナーティ）」とは、本法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

*「登記官（ナーイタビヤン）」とは、保険事業監督振興委員会事務局長、または保険事業監督振興委員会事務局長が委任した者を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

* 第五条

財務大臣を本法令の主務大臣とし、係官を任命する、本法令末尾リストのレートを上回らない範囲で手数料を規定する省令、本法令に基づく執行のためのその他事業を定める省令、及び本法令の規定に基づく布告を制定する権限を有する。

省令及び布告は官報で公示した時に施行することができる。

第一章

会社

* 第六条

損害保険事業は、公開株式会社法に基づく公開株式会社の形で設立され、内閣の認可により大臣から損害保険事業の営業許可書を取得した時、これをなすことができる。

第一段に基づく損害保険事業の営業許可書申請は、会社設立発起人が大臣に許可書を申請し、大臣が内閣の認可により損害保険事業の営業を許可した後、会社設立発起人は公開株式会社設立登記をなし、公開株式会社設立登記日から六か月以内に第十九条に基づく営業保証金（ラックサップ・プラカン）を預託し、第二七条に基づく自己資本を保持する。

大臣は許可書申請人が第二段に定めた手続きをなしたと判断した時、設立された公開株式会社に許可書を発行する。

公開株式会社が定められた期間内に営業保証金を預託できない、もしくは自己資本を保持できない場合、損害保険事業の営業許可は失効したとみなす。

許可申請及び許可は省令で定めた原則、方法及び要件に従い、許可において大臣は要件を定めることもできる。

第七条

外国損害保険会社は、内閣の認可により大臣から許可書を取得した時、本法令に基づく損害保険事業の営業のために会社の支店を設立することができる。ここに大臣は要件を付して許可することもできる。

第一段に基づく外国損害保険会社の支店設立による損害保険事業の営業許可書の申請及び発行は、省令で定めた原則及び方法に従う。

損害保険事業の営業許可書を取得した外国損害保険会社の支店は、大臣が布告規定した

数量、種類、方法及び要件に基づきタイ国内に資産を保持しなければならない。大臣が定める資産量は第二七条に基づき会社が保持しなければならない自己資本額を下回ってはならない。

大臣は会社が第一九条に基づく営業保証金を預託し、第三段に基づきタイ国内で資産を保持した時、第一段の内容に基づき許可書を発行する。

外国損害保険会社の支店である会社はどこであっても支店を開設することはできない。

支店はその名称に関わらず、会社の本店から分離し、直接または間接的に会社から費用を受け取る事務所も意味するが、会社の事業に係るデータ処理ユニット、書類保管所、研修所の設置場所としての使用が登記官から承認を受けた場所は意味しない。

* 第八条

会社の普通株式及び優先株式は記名式でなければならず、登記価額は一株につき一〇〇バーツを超えない。

第一段に基づく優先株式の発行は公開株式会社法に従う。ここに、登記官は保険契約者の利益を保護するために、公開株式会社法に反しないように原則、方法及び要件を定めることができる。

* 第九条

会社は全取締役数の四分の三以上のタイ国籍を有する取締役を有していなければならない、(一) または (二)、もしくは (一) 及び (二) に基づく者が合わせて、全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の七五%超を有していなければならない。

(一) タイ国籍を有する自然人、またはパートナーが全てタイ国籍者の普通パートナーシップ。

(二) タイで登記した法人で、かつ以下の形態にある者。

(a) (一) に基づく者が全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の五〇%超を保有している。または

(b) (一) に基づく者もしくは (二) (a) に基づく法人、または (一) に基づく者及び (二) (a) に基づく法人が全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の五〇%超を保有している。

相当と判断した場合に委員会は、タイ国籍を有していない者が、全ての投票権を有し、かつ売却可能な株式数の四九%まで保有し、タイ国籍を有していない取締役について全取締役数の四分の一超、二分の一未満まで許可することができる。ここに許可審査にあたって第一段に基づく者の株式保有原則を準用する。

会社が保険契約者または公衆に損害を及ぼす事由となるようなポジションにある、もしくは業務形態にある場合、大臣は委員会の助言により、会社が第二段に定めたところと違った株主または取締役を有するよう緩和する権限を有する。その緩和にあたっては原則ま

たは要件を定めることもできる。

第一〇条

いずれかの者がある会社の株式を得て、その取得が株式数または株主数における第九条への違反、第一条への不遵守の事由となる場合、その者は超過分の保有をもってその会社に対し主張することはできず、会社は配当その他の報酬金をその者に支払うこと、またはその者が超過分の株式数に基づき株主総会で投票することはできない。

第一条

第九条及び第一〇条に基づく遂行に資するため、会社は毎回の株主総会の三か月以上前に株主名簿を点検し、登記官が定めた期間内及び事項に従って点検結果を報告する。第九条に違反して株主が保有する株式数があることを見つけた場合、会社はその者に発見日から一五日以内に通知し、その者は通知を受けた日から一か月以内に是正する。

第二条

第八条、第九条、第一〇条及び第一条の規定は、第七条に基づく外国損害保険会社の支店である会社には適用しない。

* 第十三条

会社の全部または一部の事業の譲渡もしくは譲受、または合併は、会社どうしでのみ、これをなすことができる。

会社が第一段に基づく全部または一部の事業の譲渡または譲受もしくは合併を望む場合、当該会社の取締役会は手続きの詳細を示す事業計画を作成し、委員会に提出する。ここに承認にあたって委員会は、保険契約者の利益保護のため、もしくは会社の事業運営の堅固性のために、相当との判断に基づき何らかの要件を定めることもできる。

* 第十三／一条

全部または一部の事業譲渡は、第十三条第二段に基づき委員会の承認を受けた時にこれをなすことができる。ここに、事業譲渡における請求権の譲渡は、民商法典の第三〇六条に基づいて債務者に譲渡を通告する必要はないが、民商法典の第三〇八条に基づき債務者が対抗する権利には影響を及ぼさない。

会社の全事業の譲渡である場合、譲渡する会社と譲り受ける会社が第十三条第二段に基づき委員会が定めた要件に従った時に譲渡が効力を有するものとみなし、その譲渡する会社に交付された損害保険事業の営業許可書は廃止となる。

* 第十三／二条

会社の合併は公開株式会社法に従う。

第一段に基づく会社合併は、委員会が第一三条第二段に基づき定めた要件に合併する会社に従った時に効力を有し、合併会社は第六条第一段に基づき損害保険事業の営業許可を得たものとみなす。

会社合併の登記があり、第一九条に基づき営業保証金を預託し、第二七条に基づき自己資本を保持した時、大臣は合併会社に許可書を交付し、元の会社に交付された損害保険事業の営業許可書は廃止となる。

*第一三／三条

会社の事業の、別の会社への全部もしくは一部の譲渡、または会社の合併は、民商法典の第三〇五条に基づき譲受人に帰する抵当権、質権または保証により生じる権利ではない他の担保を有する資産譲渡がある場合、その他の担保は事業を譲り受ける会社または合併会社に帰する。

第一四条

損害保険事業の営業許可書の手数料のほかに、会社は許可書の交付年を除き毎年、損害保険事業の営業に対する年次手数料を支払わなければならない。

暦年末日から三か月以内に年次手数料を支払わなかった会社に対して、手数料を正しく、全て支払うまで、登記官は事業拡張禁止を命じる。手数料を正しく、全て支払った時、登記官は事業拡張禁止命令を取り消す。

本条に資するため、第二段に基づく事業拡張である場合には、第二七／六条第二段の規定、及び第八九／一条で規定された第二七／六条第一段への違反についての罰則規定を準用する。

*第一五条 廃止

*第一六条

支店を開設する、本店または支店を移転する、もしくは支店を廃止する第六条に基づく会社は、登記官から認可を得なければならず、第七条第六段の規定を準用する。

許可申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

*第一七条

損害保険事業の営業許可書を取得した者を除き、いずれかの者と損害保険契約を結んで保険者となることを禁じる。

本法令に基づき使用する権利のない者が会社の保険証券を使用することを禁じる。

第一八条

以下の者を除き、「損害保険」または同じ意味のその他の語句を事業において使用する、もしくは掲示することを禁じる。

(一) 会社。

(二) 会員の多くが会社である協会、もしくは会員の多くが会社の従業員または被雇用者である協会。

(三) 会員の多くが損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーである協会。

(四) 使用者協会、もしくは組合員の多くが会社の従業員または被雇用者である労働組合。

(五) 自己の損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーとしての事業で名を掲げるために使用する損害保険エージェントまたは損害保険ブローカー。

(六) その教育機関の名称を掲げるために使用する損害保険学教育機関または損害保険に係るその他の機関。

(七) (一) (二) (三) (四) 及び (六) に基づく会社、協会、労働組合、損害保険学教育機関または損害保険に係るその他の機関の取締役、従業員、被雇用者、会員または地位、職位または職務を有する者で、当該会社、協会、労働組合または機関の取締役、従業員、被雇用者、会員または地位、職位または職務を有する者であることを示すために使用する者。

(五) に基づく損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーの事業における名称の使用または掲示は、登記官が布告規定した原則、方法及び要件に従わなければならない。

第一九条

会社は保険の種類に基づき営業保証金として登記官に預託する会社の資産を有していなければならない。

保険の種類及び第一段に基づき登記官に預託する保証金額は省令で定めたところに従う。

登記官に預託しなければならない会社の資産は、現金、タイ政府債、もしくは大臣が布告規定したところに基づくその他の資産とする。

会社は第二段及び第三段の規定下に、預託した資産の変更を求めることができる。

第二〇条

会社の営業保証金が第一九条に基づき出された省令に定めた額を下回るようになった場合、登記官はその会社に対し、命令を受けた日から二か月以内に、定められた額に達するまで営業保証金を積み増すよう命じる。

第二一条

会社の営業保証金が第一九条に基づき出された省令に定めた額を上回るようになった場

合、増額を証明できる会社の申請に基づき、登記官はその増額分について営業保証金を引き取るよう命じる権限を有する。

第二二条

会社がある種類の損害保険事業の営業を中止することで、預託していた営業保証金が、継続する損害保険事業について定められた営業保証金の金額を上回る場合、会社はその継続する種類の損害保険事業について定められた営業保証金の金額を上回る部分のみ、営業保証金として預託した資産の返還を受ける権利を有する。ここに会社がその中止する種類の損害保険事業について負債を解消し、責任が残っていない証拠を登記官に示し、登記官が認めた時に返還を受ける。

*第二三条

会社は以下の準備金を配分する。

- (一) まだ会社の収入となっていない保険料に対する準備金。
- (二) 損害賠償に対する準備金。及び
- (三) 委員会が布告規定したその他のための準備金。

第一段に基づく準備金は現金、タイ政府債またはその他の資産とする。ここに委員会が布告規定した原則、方法、要件及び割合に従う。

第二四条

大臣は会社が第二三条（一）に基づく準備金を保険の種類、並びに省令で定めたレート、原則及び方法で登記官に預託するよう布告規定する権限を有する。

第二五条

第一九条に基づき会社が登記官に預託した営業保証金、及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した準備金が、法律に基づき係官に登録しなければならない財産、もしくはその財産の譲渡または取得に関係する他者への行為をなさなければならない財産である場合、登記官は通知書をもって係官またはその関係者に通知し、登記官がその財産の引き取り、または変更を通知するまで、その係官または関係者がその財産を譲渡または贈与することを禁じる。

第二六条

第一九条に基づき会社が預託した営業保証金、及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条に基づく準備金は、会社が廃業するまで強制執行における責任下に置かれない。

会社が廃業した場合、保険契約者である債権者は第一九条に基づき営業保証金及び第二

四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条（一）に基づき準備金として預託された財産への特別優先権を有し、その他の特別優先権債権者より前に当該財産から債務弁済を受ける権利を有する。

会社が破産した場合、保険契約者である債権者は第一九条に基づき営業保証金及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条（一）に基づき準備金として預託された財産への特別優先権を有し、破産法に基づき担保を有する債権者と同位で当該財産から債務弁済を受ける権利を有する。

第一九条に基づき営業保証金及び第二四条に基づき会社が登記官に預託した第二三条（一）に基づき準備金として預託された財産以外の会社の財産について、保険契約者である債権者は民商法典に基づき租税額における優先権者と同位で債務弁済を受ける権利を有する。

第一／一章

自己資本及び流動性資産の維持

*第二七条

委員会は自己資本の種類、並びに会社の自己資本の計算における原則、方法及び要件を布告規定する権限を有する。

会社は損害保険事業を営むに当たって常時、委員会が布告規定したレートに基づき資産、債務、義務またはリスクの割合としての自己資本を保持しなければならない。

第二段に基づき自己資本保持のレート規定において、委員会は全種類もしくは種類ごとの資産、債務、義務またはリスクの規模もしくは種類に従ってこれを定めることができる。

会社が公開株式会社法に基づき自社株買いする場合、その買い戻した株式は自己資本の一部として数えず、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い自己資本から取り除く。

会社が自己資本をもって義務を生起させることを禁じる。ここに委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

*第二七／一条

会社は委員会が布告規定したレートを上回るところの資産、債務、義務または第二三条に基づき準備金との割合としての流動性資産を保持しなければならない。

第一段に基づき流動性資産保持のレート規定に当たって、委員会は一部種類または全種類を定めることも、もしくはいずれかのレートにおける各種類の割合を定めることもできる。

本条に基づき委員会が定める流動性資産保持レートは、当該レートを増やすのであれば施行日の六〇日以上前もって事前に告示しなければならない。

***第二七／二条**

流動性資産とはすなわち以下をさす。

- (一) 委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づく現金または銀行預金。
 - (二) タイ政府債またはタイ国銀行債。
 - (三) 財務省、タイ国銀行または金融機関再建開発基金が元利保証した社債もしくは証券。
 - (四) 委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づくその他の資産。
- (二) (三) 及び (四) に基づく流動性資産は拘束義務がなく、譲渡可能でなければならない。

***第二七／三条**

会社は資産、債務、義務及び第二三条に基づく準備金について、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い保険契約者または公衆からの保険料支払い受領、借り入れまたは金銭受け取りの期間との関係性をもたせるようにしなければならない。

***第二七／四条**

会社は保険契約に基づく債務及び義務のために資産を配分する。ここに委員会が布告規定した種類及び割合に従う。

会社は第二三条に基づく準備金について、第二四条に基づき登記官に預託する部分及び第一段に基づく資産を除き、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い金融機関に預金するか、その他の実施をする。

会社が第二段に基づく資産をもって義務の生起に使用することを禁じる。ここに委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

***第二七／五条**

会社は自己資本保持の報告書を作成し、登記官が布告規定した原則、方法及び要件に従い毎月、登記官に提出する。

会社の自己資本が第二七条第二段に基づき保持しなければならない自己資本を下回る場合、会社は登記官から通知を受けた日、もしくは会計監査人または会社が検知した日から三〇日以内に自己資本ポジション是正のための計画を提出する。

第二段に基づく計画は少なくとも以下の事項から構成されていなければならない。

- (一) 十分な自己資本にまで増やすプロセス。
- (二) 計画期間中の各四半期における自己資本レベル。
- (三) 営業の種類及び事業。
- (四) 一年を超えない計画期間。

承認審査において、登記官は計画を受理した日から三〇日以内に審査し、会社に通知しなければならない。ここに承認に当たって要件または期限を定めることもできる。

登記官が計画を承認しなかった、もしくは会社が登記官の定めた要件または期限に不服の場合、会社は通知を受けた日から三〇日以内に委員会に対し不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申し立て受理日から六〇日以内に審査を終える。

委員会の決定は最終的なものとする。

*第二七／六条

第二七／五条に基づき承認を受けた計画の実施期間中、会社は通常の営業ができるが、第二七条第二段に基づき自己資本を保持できるようになるまで事業拡大はできない。

第一段に基づく会社の事業拡大とは以下を意味する。

- (一) 新たな保険引き受け、もしくは既存保険証券の保険引き受け金額の拡大。
- (二) 会社のその他事業への投資におけるリスク増。
- (三) 既存の義務に基づく実施である場合を除く義務の増加。
- (四) 損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーを増やす任命契約締結。
- (五) 会社の事業の譲受。

(二) に基づくリスク増、もしくは(三) に基づく義務の増加である場合、登記官が布告規定したところに従う。

*第二七／七条

登記官は以下のいずれかの場合があった時、第五二条に基づく実施を検討する。

- (一) 会社が期限内に第二七／五条に基づく計画を登記官に提出しない。
- (二) 会社が計画に基づく実施をしない、もしくは実施が第二七／五条に基づき承認を受けた計画に従っていない。ここに登記官が定めた要件または期限に従う。
- (三) 第二七／五条に基づき提出された計画が承認を受けず、会社が定められた期間内に不服を申し立てなかった、または委員会が不服申し立てを却下した。

第二章

会社の管理

第二八条

会社は損害保険以外にも、大臣が布告規定した事業に限って投資することができる。ここに大臣はその事業を営むに当たって会社が従う要件を定めることができる。

第二九条

会社が保険契約者に交付する保険証券は登記官が承認した形式及び内容に従っていなけ

なければならない。ここに、保険証券の構成書類または添付書類についても同じく従っていないなければならない。

登記官が第一段に基づき承認した形式及び内容について、登記官が相当と判断した時、もしくは会社が要求した時、登記官はその形式または内容の一部もしくは全部の変更、改定増補を命じることができる。

登記官が第一段または第二段に基づき承認した形式または内容と異なる保険証券を会社が発行した場合、保険証券に基づく保険契約者または被保険者は、会社が交付したその保険証券の形式または内容に基づき、もしくは登記官が承認した形式または内容に基づき会社が債務弁済の責に任じるよう選択する権利を有する。保険証券に基づく保険契約者または被保険者が当該権利を行使したとしても、会社が本法令に規定された違反行為の免責事由とはならない。

登記官が第一段または第二段に基づき承認しなかった形式または内容を使って会社が保険証券を交付した場合、保険契約者は会社がその保険証券に基づく責に任じるか、その保険契約を打ち切り、会社に支払った全ての保険料を返還させるか選択できる。保険契約者が当該権利を行使したとしても、会社が本法令に規定された違反行為の免責事由とはならない。

第三〇条

会社が定めた保険料レートは登記官から承認を受けなければならない。

登記官が承認した保険料レートについて、登記官が相当と判断した時、もしくは会社が要求した時、登記官はそのレートの変更を命じることができる。新たなレートへの変更は登記官がすでに承認していた保険料レートが規定された保険証券に影響を及ぼさない。

*第三〇／一条

広告内容または写真、または勧誘書は保険証券の一部であるものとみなす。いずれかの内容または写真が保険証券の内容と相反する場合、保険証券に基づく保険契約者または被保険者に有利な方向で解釈する。

損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーが会社から承認を受けていない広告内容または写真、もしくは勧誘書を使って保険契約を勧誘することを禁じる。

第三一条

会社が以下の行為をなすことを禁じる。

(一) 生命保険事業の営業

(二) 登記官から文面で許可を得ずに以下の額を超えて損害保険を引き受ける。

(a) 自己資本の一〇%を超える保険契約額を有する、登記官が定めた区域内で同一の損害のための一件の、または複数件の火災保険引き受け。

(b) 自己資本の一〇%を超える各輸送機械の保険契約額を有する、陸、水、空の輸送機械、及びその輸送機械内の人もしくは財産の損害保険、並びに同一損害のための人身事故保険引き受け。

(c) 自己資本の一〇%を超える一件の保険契約額を有する、(a) または (b) 以外のその他の損害保険引き受け。

(a) (b) または (c) に基づく損害で再保険を有する場合、それが損害保険引き受けと同時に効力を有するのであれば、(a) (b) または (c) に定められた額に含まれる再保険金額は数えない。

(三) 大臣の承認により登記官から文面で許可を得ずに減資する。

(四) 銀行、ファイナンス会社または金融証券会社以外への預金。

(五) 会社の事務所以外の場所での現金保管。

(六) 事業または何らかの行為によるブローカー料もしくは功労金とするための、会社の取締役、マネージャー、顧問、従業員または被雇用者に対する金銭あるいはその他資産の支払い。ただし通常支払われる報酬、月給、ボーナスまたはその他の金銭はその限りではない。

(七) 損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーに対する通常支払われる賃金または報奨金以外の金銭またはその他財産の支払い。

(八) いずれかの者への会社に対する仕事についてのブローカー料または報酬としての金銭またはその他財産の事前支払い。

(九) 会社の損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーではない保険契約締結支援者への報奨金支払い。

(一〇) 以下を除く不動産の購入または保有。

(a) 会社の営業所として使用するため、もしくは従業員または被雇用者の相当の福祉のために使用するため。

(b) 第二八条に基づき大臣が布告規定したその他の事業への投資に使用するため。

(c) 債務返済を受けることにより、もしくは抵当権実行により会社が得た不動産である。

(a) または (b) に基づく不動産購入または保有、もしくは (c) に基づく債務弁済による不動産取得は登記官から文面で許可を得なければならない。登記官は許可において何らかの要件を定めることもできる。

(一一) 保険証券に定められた以上の保険証券に基づく保険契約者または被保険金者に対する特別な利益提供。

(一二) 保険契約者が支払わなければならない金額を下回る保険料支払いの受取。

(一三) 損害保険エージェント、損害保険ブローカー、もしくは金銭受け取りに係る任務を有する会社の従業員ではない者を保険料受取人にする、あるいは委託する。

(一四) 会社を拘束する権限を有する取締役の署名のない、及び登記した社印のない保

險証券を発行する。あるいは損害保険事業の営業許可書に示された外国損害保険会社の支店長の署名のない、及びもしあればその社印のない保険証券を発行する。

(一五) 会社または会社の損害保険事業に係る虚偽の、もしくは事実を上回る勧誘広告。

(一六) 会社の損害保険エージェント以外の者を立て、または委任して、人に会社との損害保険契約を結ぶよう勧誘、もしくは管理させる。ただし会社の取締役、従業員または被雇用者の会社の名における行為である場合はその限りではない。または

* (一七) 登記官が定めた額を上回る不動産または動産の会社取締役への販売もしくは贈与、あるいは会社取締役からの資産購入。ここに委員会が布告規定した会社取締役の関係者も含める。ただし会社取締役会の同意と登記官の承認を得た場合はその限りではない。

第三二条

第三一条(二)に基づく登記官の不許可命令は、命令を知った日から一五日以内に大臣に不服を申し立てることができる。大臣の決定は最終的なものとする。

* 第三三条

以下の場合、会社は第三一条 (一〇) に基づき会社のものとなった不動産を売却しなければならない。

(一) 第三一条 (一〇) (a) または (b) に基づく、営業所として使用するため、もしくは会社の従業員または被雇用者の福祉のため、あるいはその他事業投資に使用するため会社が保有していたが、使用していなかった不動産であれば、使用を止めた日から五年以内に売却する。

(二) 第三一条 (一〇) (c) に基づく債務弁済を受けたことにより、もしくは抵当権実行により会社が得た不動産は、取得日から五年以内に売却する。ただし第三一条 (一〇) (a) または (b) に基づく事業で使用するために登記官から保有を許可された場合はその限りではない。

登記官は (一) 及び (二) に基づく期間について、委員会が布告規定した期間に基づき延長することができる。ここに登記官は期間延長にあたって要件を定めることもできる。

* 第三四条

取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者、会社顧問は、学士レベル以上の学歴を有するか、損害保険に係る業務経験を有し、かつ以下の禁止様態にあってはならない。

(一) 破産者である、もしくは破産者だったことがある。

(二) 財産罪で確定判決により禁固刑を受けたことがある。

(三) 損害保険事業または生命保険事業の営業許可書の取り消しを受けた時に、その会社の取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者だった。ただし

当該時期に登記官が委員会の承認を受けてその地位に任命した者はその限りではない。

(四) 損害保険事業の営業許可書を取得した別の会社の取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者である。ただし委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づき兼職禁止免除を受けている場合はその限りではない。

(五) 第五三条に基づき会社の取締役、マネージャーまたは会社に代わって行為する権限を有する者であることから外された者である。

(六) 政治公務員または政治的地位にある者である。

(七) 会社の管理に係る任務を有する保険事業監督振興委員会事務局の公務員または職員である。ただし国営企業の会社である場合、もしくは会社の業務運営支援のために委員会から承認を受けた場合、あるいは第五三条に基づき任命された者である場合はその限りではない。

(八) その地位における職業人としての責任感または周到性に欠けることを示す形態を有する損害または業務履歴がある。

*第三五条

第六六条の規定下に、会社がいずれかの者をして会社の保険証券を使って損害保険を引き受けるよう委託または同意することを禁じる。

会社がいずれかの者をして、再保険以外に保険証券に基づく賠償金の一部または全部を填補するよう委託または同意することを禁じる。ただし登記官から許可を得ている場合はその限りではない。

*第三五／一条

保険契約者の保護のために、損害の調査及び評価、並びに保険価額の評価は、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従い、損害保険鑑定人によってなされなければならない。

*第三五／二条

損害保険鑑定人となる者は、登記官から許可書を取得し、保険事業監督振興委員会事務局に登録しなければならない。

許可申請、許可及び登録は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

*第三五／三条

損害保険鑑定人の許可書申請人は、保険事業監督振興委員会事務局の研修か、保険事業監督振興委員会事務局が保証した機関の研修を修了しなければならない、かつ以下の禁止状態にあってはならない。

(一) 心神喪失者または心神耗弱者である。

(二) 財産罪または第九〇／一条もしくは第九〇／二条に基づく罪により確定判決で禁固刑を受けたことがある。ただし許可申請日までに受刑終了から五年が経過している場合はその限りではない。

(三) 会社の従業員、被雇用者または顧問である。

(四) 損害保険鑑定人の許可書使用停止期間中である。

(五) 許可申請日の前、五年内に損害保険鑑定人の許可書を取り消されたことがある。

* 第三五／四条

損害保険鑑定人の許可書の期限は交付日から二年とする。

許可書の期限延長申請においては、許可書取得者が許可書の期限が切れる前、二か月内に申請する。このとき申請人は保険事業監督振興委員会事務局の、または保険事業監督振興委員会事務局が保証した機関の追加研修を修了した証明書を持していなければならない。

許可書期限延長申請及びその許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

* 第三五／五条

委員会が第三五／一条に基づき布告規定した種類及び保険金額に基づく損害が生じた場合、保険証券に基づく契約当事者は保険事業監督振興委員会事務局に登録した損害保険鑑定人を選び、会社が賠償しなければならない損害を調査、評価させる。

損害の調査及び評価において、損害保険鑑定人は登記官が布告規定した書式及び項目に従い報告書または関連書類を作成し、保険証券に基づく契約当事者に一部ずつ提出する。

* 第三五／六条

損害保険鑑定人は委員会が官報公示により定めた職業倫理を遵守しなければならない。

* 第三五／七条

損害保険鑑定人が第三五／五条または第三五／六条に基づく登記官または委員会の布告に違反した、もしくは従わないことが明らかな時、登記官は損害保険鑑定人の許可書の使用停止を命じる権限を有する。

第一段に基づく許可書の使用停止において、登記官は相当との判断に基づく期間を定めるが、一回につき一年を超えない。

* 第三五／八条

損害保険鑑定人が以下の状態にあることが明らかな時、登記官は損害保険鑑定人の許可書の取り消しを命じる権限を有する。

(一) 第三五／三条に基づく資格を失った、または禁止状態にある。

(二) 許可書の使用停止命令を受けたことがあり、第三五／七条に基づくいずれかの行

為を再びなした。

***第三五／九条**

第三五／七条または第三五／八条に基づき損害保険鑑定人の許可書の使用停止または取り消し命令を受けた者は、命令を受けた日から三〇日以内に委員会に不服を申し立てる権利を有する。委員会は申し立てを受けた日から六〇日以内に審査終了する。

委員会の決定は最終的なものとする。

第三六条

会社が保険証券に基づく保険契約者または被保険者に対する支払いを遅らせる、もしくは支払わなければならない保険料の返還を遅らせる、あるいは相当の事由なく返還する、または悪意をもって支払う、もしくは返還することを禁じる。

第一段に基づく違反とみなされる会社の何らかの行為または遂行は大臣が布告規定した原則、方法及び期間に従う。

***第三六／一条**

保険、賠償金支払い、金銭または保険証券に基づくその他の利益の填補に係る訴えがある場合、登記官は訴点の審査、仲裁があるようにすることができる。

***第三七条**

本法令の規定下に、委員会は会社に以下の件で遂行させる原則、方法及び要件を定める権限を有する。

- (一) 保険料の保管。
- (二) 会社の財産及び負債額の評価。
- (三) 再保険。
- (四) 費用の分類。
- (五) 種類ごとの危険回避のための準備金配分。
- (六) 保険証券の交付及び販売の方法。
- (七) 損害保険の種類に従った損害保険エージェント及び損害保険ブローカーへの賃金または報奨金レートの規定。
- (八) 会社の金銭領収を示す書類の形式、大きさ、文字、使用言語及び内容の規定。
- (九) 保険引き受けに係る費用の種類及び上限レートの規定。
- (一〇) 現金支出入、内部監査及び統制。
- (一一) 保険契約に基づく金銭填補または賠償。
- (一二) 会社のリスク管理における最低標準の規定。

第三八条

公衆との連絡において、会社は登記官が布告規定した日時に基づき営業しなければならない。ただし会社は規定を超えて営業することができる。

第三九条

火災保険の統制に資するため、会社がいずれかの火災保険契約を交わす時、会社はその火災保険契約日から七日以内に、登記官が定めた書式に従い火災保険引き受けに係る報告を係官に提出する。

第一段の規定は再保険には適用しない。

第四〇条

係官が第三九条に基づく報告を受け取り、保険に付けた財産の価額を知るための調査が相当と判断した時、調査することができる。調査において係官は相当との判断に従い日照時間内にその財産の所在場所に立ち入る権限を有し、その財産の本当の価額を知るために何らかの書類並びに証拠を調べ、請求する権限を有する。

保険契約者または関係者は第一段に基づく調査官に相当の便宜を供しなければならない。

保険契約者または関係者が第一段に基づく便宜を供さず、調査ができない事由となったとき、係官は登記官に文面で報告する。この場合、登記官が相当と判断した時、登記官はその火災保険契約の失効を命じることができる。登記官の命令においては、登記官の命令日から三日以上の火災保険契約失効日を定め、その命令を会社と保険契約者に通知する。登記官がその命令を出した時、その火災保険契約は登記官が定めた日をもって失効する。

火災保険契約が第三段に基づき失効した場合、会社と保険契約者の間の法律関係における部分において、保険契約者の保険打ち切りの申し出によってその火災保険契約が失効したものとみなす。

第四一条

第三九条に基づく調査で、保険に付けた財産が保険価額を大きく下回ることが明らかである場合、係官はその調査結果が明らかになった日から七日以内に係官に報告する。この場合、登記官が相当と判断すれば、登記官は係官から報告を受けた日から一五日以内に、保険価額の相当の減額を文面で会社及び保険契約者に命じる。ただしその減額された保険価額は、係官の調査で明らかになったところに基づく保険に付けた財産の価額を下回ってはならない。

第四二条

第四一条に基づく登記官の命令があった時、

- (一) 保険契約者は登記官の命令を受けた日から三日以内に、その保険契約を解約する

権利を有し、解約した時、会社はその保険期間の平均割合に基づき保険契約者に保険料を返還する。

(二) 保険契約者が(一)に基づき火災保険契約を解約しなかった場合、その保険は登記官が減額を命じたところに基づく保険価額を有するものとみなす。ここに、登記官の命令日からとし、会社はその減額された保険価額に基づき残有期間について保険料を定め、登記官の命令日から一五日以内に保険契約者に超過保険料を返還する。

第四三条

保険に付けた財産に損害が生じ、刑事訴訟法に基づく責任者捜査官がその損害について保険証券に基づく保険契約者または被保険者の悪意により生じたと疑える事由を有する場合、捜査官は登記官にその疑える事由を通知する。その場合、登記官は会社に保険証券に基づく損害賠償支払いを中止するよう命じる権限を有する。その疑える事由がなくなった時、登記官は命令を取り消し、その命令取り消しを会社及び保険証券に基づく保険契約者または被保険者に通知する。

登記官が第一段に基づき損害賠償支払いの中止を命じた場合、損害賠償請求権は登記官が命令した日から命令を取り消した日まで抑止されたものとみなす。

第四四条

会社は登記官が定めた形式及び項目に従い会社の事業に係る登録簿と会計簿を作成する。会社の事業に係る会社の登録簿及び会計簿に記載しなければならない事由がある時、会社は会社の事業に係る登録簿及び会計簿にその事由に係る事項を記載する。ここにその事項記載の事由が生じた日から七日以内に記載する。

*第四五条

会社は第四四条に基づく登録簿と会計簿を会社の事務所に保管する。このときその登録簿または会計簿への最後の記載日、もしくは会社が最後の責任から離れた日から五年以上保管する。ここに、いずれか長いほうとする。

第四六条

利害関係者は自己が関係する項目のみ第四四条に基づく登録簿の閲覧を請求する、もしくは会社の当該項目の内容証明つき謄本を請求することができる。ここに登記官が定めたところに基づくサービス料を支払わなければならない。

*第四七条

会社は以下のように、会社の財務諸表及び業績報告を作成し、委員会に提出しなければならない。

- (一) 会計監査人が監査した四半期ごとの財務諸表。
- (二) 会計監査人が監査し、意見表明した暦年ごとの財務諸表。
- (三) 会社の業務を示した年次報告書。

第一段に基づく財務諸表及び報告書の作成及び提出は、委員会が布告規定した形式、原則、方法、要件及び期間に従い、会計監査人は会計職法に基づき許可を受けた会計監査人でなければならない。

外国損害保険会社の支店である会社については、第一段及び第二段に基づく実施のほか、その外国損害保険会社の会計年度末日から五か月以内に自己が支店である外国損害保険会社の年次報告書を送付しなければならない。

第四八条

会社が第四七条第一段に基づき送付した年次報告書が正しくない、もしくは十全でないことが明らかであれば、登記官は会社に対し、登記官が定めた期間内に是正を命じる権限を有する。

会社が第一段に基づく命令に従わない場合、会社は第四七条に基づき年次報告書を送付しなかったものとみなす。

*第四九条

委員会は損害保険事業に係る何らかの報告または書類を会社に提出するよう命じる権限を有する。このとき委員会は会社にその報告または書類の内容について説明させることもできる。

第一段に基づき提出または提示した報告、書類、もしくは説明は全て事実と一致しているようにしなければならない。

*第五〇条

会社は委員会が定めた書式に基づく貸借対照表及び損益計算書を、第四七条(二)に基づき財務諸表を提出した日から一五日以内に、流布した日刊新聞一部以上に三日以上広告し、一か月以上にわたって会社の本店及び支店の公開された場所に掲示する。

*第五〇／一条

公衆が会社の財務ポジション及び業績に係るデータを知ることができるようにするために、登記官は会社に対し、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に基づき当該データを公開するよう命じる権限を有する。

*第五〇／二条

会社は委員会が布告規定した形式、原則、方法、要件及び期間に基づき、保険数理士に

より保証された保険証券に基づく責任計算年次報告書を委員会に送付する。

第五一条

登記官と係官は会社の事業及び財務ポジションを検査する権限を有し、検査に資するため登記官と係官は以下の権限を有する。

(一) 事実関係を知るために会社の営業時間内に会社の事務所に立ち入り、会社の取締役、マネージャー、顧問、従業員または被雇用者に書類その他証拠提出を要求し、当該人物に尋問する権限を有する。

(二) 会社の財産の検査または評価のために、会社の事業所または会社の会計簿、書類もしくは社印、または事業、財産及び負債に係るその他の証拠があると疑える相当の事由のある場所に、営業時間内もしくは日照時間内に立ち入る。

(三) 会社または会社の事業に関係する者に対し、書類またはその他証拠を送付するよう命じる。

(四) (一) もしくは (三) における当該人物に証言するよう召喚する、または当該人物に必要な応じて事実関係を説明させる。

第一段に基づく登記官及び係官の任務遂行において、関係者は相当の便宜を供する。

*第五二条

第二七／七条に基づく場合があった時、または保険契約者もしくは公衆に損害を及ぼす事由となるような形態での会社のポジションもしくは業務遂行がある証拠が登記官に明らかである時、登記官は委員会の承認の上でその会社に対し、登記官の定めた期間内に当該ポジションもしくは業務遂行の是正を命じる、または第二七条第二段に従うために増資もしくは減資を命じる権限を有し、会社に対し一時的に損害保険の引き受け中止を命じることもできる。

会社が第一段に基づき登記官が命じた期間内に増資または減資をしなかった場合、登記官の当該命令に基づく期間が経過した日をもって登記官の命令は株主総会の決定であるものとみなす。

会社のポジション及び業務遂行を支援するために、その会社に増資または減資を急がせる必要がある場合、登記官は委員会の承認の上で会社に直ちに増資または減資をするよう命じることができる。このとき、登記官の当該命令は株主総会の決定であるものとみなす。

第二段または第三段に基づく増資もしくは減資において、仏暦二五三五年公開会社法令の第一三六条第二段 (二)、第一三九条及び第一四一条の規定は適用しない。

第五三条

いずれかの会社が保険契約者もしくは公衆に損害を及ぼす事由となるような形態でのポジションまたは業務をしている、もしくはいずれかの会社の取締役または業務責任者が第

五二条に基づく登記官の命令に従っていない証拠が明らかである時、登記官はその会社に対し当該事由の原因となっている会社の取締役または業務責任者をその地位から罷免するよう命じる権限を有する。

登記官が第一段に基づく者の罷免を命じた場合、その会社は罷免した日から一か月以内に登記官の同意を得て別の者を当該地位に任命する。

会社が第一段に基づく者を罷免しない、または罷免したが第二段に基づき別の者を任命しない場合、登記官は大臣の承認をもって当該人物の罷免を命じる、またはいずれかの者もしくは複数の者を三年を超えない期間でその地位に任命する権限を有する。このとき第三四条（四）の内容は適用しない。

第三段に基づき登記官が任命した者は大臣が定めた報酬を受け取る。その報酬はその会社の資産から支払われる。当該人物が地位に就いている間、会社の株主は罷免を決議する、または登記官の命令変更を決議することはできない。

登記官の命令に基づき罷免された者は直接的、間接的にその会社に関係する、または何らかの業務をなしてはならない。

本条に基づく登記官の罷免または任命の命令は株主総会の決定であるものとみなす。

第五四条

登記官が第四二条に基づき一時的に損害保険の引き受け中止を会社に命じた場合、会社の取締役、従業員及び被雇用者が会社の支払いをする、または会社の資産を移す、売却することを禁じる。ただし会社の従業員または被雇用者への通常の月給もしくは賃金支払いである場合はその限りではない。その他の支払いについては登記官が定めたところに従う。

登記官が第四二条に基づき一時的に損害保険の引き受け中止を命じた会社は、登記官が定めた期間内に会社の全ての債権者及び債務者を登記官に文面で報告する。

第五五条

本法令に基づく任務遂行において登記官及び係官は、関係者が要求した時、省令で定めた書式に基づく身分証明書を提示しなければならない。

第五六条

利害関係者は登記官が保管している登録簿及び登録簿に係る書類の閲覧、並びに登記官の内容証明付きの謄本を求めることができる。このとき登記官が定めた書式に基づき登記官に申請する。

*第五七条

損害保険事業の廃業を望む会社は委員会に許可を申請する。

保険証券に基づく保険契約者、被保険者または利害関係者の利益保護のため、委員会は

少なくとも以下の原則、方法、要件及び期間を定める権限を有し、会社は委員会が廃業を許可する前に遂行完了しなければならない。

(一) まだ義務を有する保険証券に基づく義務の管理または譲渡方法。

(二) 保険証券に基づく保険契約者、被保険者及び利害関係者に知らせ、法律に基づき権利行使するよう通知する方法。

(三) 会社が第二四条に基づき登記官に預託した第二三条(一)に基づき準備金の譲渡または受取。

(四) 損害保険事業及び第二八条に基づき許可を得た事業に係る財産及び負債の管理。

(五) (一) (二) (三) 及び(四) に基づく実施の期間。

委員会が損害保険事業の廃業を認可し、会社が会社解散を望む場合、会社の解散は損害保険事業の廃業許可を得て、清算された日に効力を有する。会社の解散を望まない場合、会社は定款を変更し、名称と目的を損害保険事業と無関係のものに改める。

清算または定款変更においては公開会社法に基づきこれをなす。

外国損害保険会社の支店である会社が廃業し、清算する場合、その清算に第六〇条、第六一条及び第六二条の規定を準用する。

*第五七／一条

損害保険事業の廃業許可を得た会社は、第二六条第二段及び第三段の規定下に、第一九条に基づき会社が預託した営業保証金の返還申請とともに、登記官に対して損害保険事業の営業許可書を返還する。

第五八条

保険証券に基づく保険契約者もしくは被保険者、または請求権を有する者は保険証券に基づき得られた権利を有する。会社に請求せず、時効を迎えたときは、会社は時効となった日から一か月以内に当該金を基金に納入する。

第三章

営業許可書取り消し

第五九条

会社が以下の状態にあることが明らかな時、大臣は損害保険事業の営業許可書取り消しを命じる権限を有する。

(一) 負債が資産を上回っている、または財務ポジションが堅固でなく、保険契約者もしくは公衆に損害を及ぼす恐れがある。

(二) 本法令もしくは省令の規定、または大臣が定めた要件、または本法令の内容に基づき発令もしくは定められた布告に違反している、または大臣、登記官もしくは係官の本

法令に基づく命令に従わず、保険契約者または公衆に損害を及ぼす恐れがある。

(三) 相当の事由なく損害保険事業を休止した。

(四) 相当の事由なく、または悪意をもって保険証券に基づく支払いを遅らせた、もしくは返還しなければならない保険料の返還を遅らせた、または不正に支払った、もしくは返還した。

(五) 事業を継続すれば、保険契約者または公衆に損害を及ぼす。

第六〇条

会社が損害保険事業の営業許可書取り消しの命令を受けた時、その会社は許可書取り消し命令を受けた日から営業を中止し、清算があるようにする。その清算において大臣は清算人を任命する。このとき株主総会、株主の権限義務は登記官の権限義務とする。

第六一条

清算に資するため、外国損害保険会社の支店である会社は株式会社であるものとみなし、このために登記官及び保険局は民商法典に基づく会社登記官または会社登記事務所であるものとみなす。ここに株主総会への報告は登記官に報告する。ただしその外国損害保険会社に対し有する請求権には影響しない。

第六二条

大臣が第六〇条に基づき任命した清算人は大臣が定めた報酬を受け取る。その報酬は会社の資産から支払われる。

第四章

損害保険エージェント及び損害保険ブローカー

*第六三条

損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーとしての行為をなす者は登記官から許可書を得なければならない。

許可書の申請及び許可書は登記官が定めた書式に従う。

損害保険エージェントの許可書においては、どの会社の損害保険エージェントであるかを示す。

第六五条

損害保険エージェントの許可書申請人は以下の資格を有していなければならない。

(一) 成人である。

(二) タイ国内に住所がある。

(三) 心神喪失者または心神耗弱者ではない。

(四) 悪意の財産罪により確定判決で禁固刑を受けたことがない。ただし許可書申請日より五年以上前に刑の執行を終えている場合はその限りではない。

* (五) 破産者ではない。

(六) 損害保険ブローカーではない。

* (七) 許可書申請日より前、五年以内に損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーの許可書を取り消されたことがない。

(八) 登記官が布告規定した教育機関から損害保険学の教育を受けた、または登記官が布告規定したカリキュラム及び方法に基づき損害保険に係る知識試験を受けた。

*第六五条

いずれかの会社の損害保険エージェントとなることを望む第六四条に基づく資格を有する者は、その者を損害保険エージェントとする会社の必要性を示す書状、及び保険事業監督振興委員会事務局から研修を受けたことを示す保証書、または保険事業監督振興委員会事務局が布告規定したカリキュラム、方法に基づく研修を修了したことを示す保証書と共に、登記官に対し、その会社の損害保険エージェントとなる許可書申請書を提出する。

許可申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

いずれかの会社の損害保険エージェントである者であっても、別の会社の損害保険エージェントとなる許可書を申請することができる。その許可書申請において申請人は、申請人がある会社の損害保険エージェントであることをその新しい会社がすでに知っていることを示す内容のあるその新しい会社の必要性を示す書状と共に、その者がすでに損害保険エージェントである会社の同意を示す書状を提出しなければならない。登記官が許可書を交付した時、関係する会社に通知する。

第一段に基づく必要性を示す書状、及び第二段に基づく同意を示す書状は登記官が定めた書式に従う。

*第六五／一条

会社は、損害保険エージェントが会社の損害保険エージェントとしての行為により起こした損害に対し、損害保険エージェントと共に共同で責に任じる。

*第六五／二条

会社の損害保険エージェントとしての業務遂行または行為において、損害保険エージェントは虚偽の内容を示したり、通知すべき事実を隠匿してはならず、委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従わなければならない。

損害保険エージェントが第一段に従わない場合であっても、保険証券に基づく保険契約者、被保険者または関係者の権利を損なう事由とはならない。

***第六六条**

損害保険エージェントは会社の名において保険料を受け取る権利を有する。

損害保険エージェントは、会社から権限委任書を受け取った時に、会社の名において損害保険契約を結ぶことができる。

損害保険ブローカーまたは金銭受け取りに係る権利を有する会社の従業員は、会社から権限委任書を受け取った時に、会社の名において保険料を受け取ることができる。

第二段及び第三段に基づく権限委任書は登記官が定めた書式に基づき作成する。

会社の権限委任書は、登記官が定めた書式に基づき作成されていないとしても、保険証券に基づく保険契約者、被保険者、または関係者の権利を損なう事由とはならない。

***第六六／一条**

損害保険エージェントは、会社の名において損害保険契約を勧誘する際、または保険料を受け取る際に毎回、損害保険エージェントの許可書を提示しなければならない。

損害保険エージェントは、会社の名において保険料を受け取る際に毎回、会社の金銭受け取りを示す書類を交付しなければならない。

***第六六／二条**

損害保険ブローカーまたは会社の従業員は、会社の名において保険料を受け取る際に毎回、会社からの権限委任書を提示しなければならない。

損害保険ブローカーまたは会社の従業員は、会社の名において保険料を受け取る際に毎回、会社の金銭受け取りを示す書類を交付しなければならない。

第一段の内容は会社の事務所において保険料を受け取る任務を果たす会社の従業員には適用しない。

第六七条

損害保険ブローカー許可書を申請できる自然人は、損害保険エージェントまたは、いずれかの会社の取締役、マネージャー、従業員または被雇用者であってはならず、第六四条（一）（二）（三）（四）（五）（七）及び（八）の内容を準用する。

法人は以下の時に損害保険ブローカー許可書を申請できる。

（一）タイ国内に本店を有する法人である。

（二）当該事業がその法人の目的の範囲内にある。

（三）その法人の代理人として本法令に基づく損害保険ブローカー許可書を受けた従業員または被雇用者がいる。かつ

（四）許可書申請日より前の五年間、損害保険ブローカー許可書を取り消されたことがない。

第六八条

第六七条に基づく資格を有する自然人または法人は、登記官に許可書申請書を提出する。法人に対する損害保険ブローカー許可書の交付は、登記官が定めた原則及び要件に従う。本条に基づく許可書の申請及び許可書は、登記官が定めた形式に従って、これをなす。

第六九条

損害保険ブローカーは、損害保険ブローカー許可書の申請書に示したところに基づく事務所を有していなければならない。事務所を移転する場合は移転日から五日以内に文面で登記官に通知する。

第七〇条

損害保険ブローカーは登記官が定めた書式、項目に従い自己の事業に係る登録簿、会計簿及び書類を作成する。

第一段に基づく登録簿、会計簿及び書類に記入しなければならない事由がある時、損害保険ブローカーはその事由が生じた日から七日以内に、登録簿、会計簿及び書類にその事由に係る項目を記入する。

第七一条

損害保険ブローカーは、自己の事業に係る登録簿、会計簿及び書類、並びに登録簿及び会計簿記入の添付書類を、その登録簿または会計簿への最後の記入日から五年以上、自己の事務所に保管する。

*第七二条

損害保険エージェント許可書、損害保険ブローカー許可書は、交付日から一年の期限を有する。許可書取得者が許可書の期限延長を望む場合は、許可書の期限日より二か月前以内に登記官に許可書期限延長の申請書を提出する。このとき許可書期限延長申請人は、保険事業監督振興委員会事務局から追加の研修を修了したことを示す保証書、または保険事業監督振興委員会事務局が布告規定したカリキュラム、方法に基づく研修を修了したことを示す保証書がなければならない。

第一段に基づく許可書を取得した者が連続して二期、許可書を延長し、さらに許可書延長を申請した場合、交付する許可書は一期五年の期限で交付する。

許可書期限延長申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

第七三条

損害保険ブローカーで、いずれかの会社の取締役、マネージャー、従業員または被雇用

者に就いた者の損害保険ブローカー許可書は無効となる。

第七四条

会社がその保険証券に基づく保険契約者もしくは被保険者に保険証券を引き渡した、またはその保険証券に基づく保険契約者もしくは被保険者に保険証券を引き渡すために損害保険ブローカーに引き渡した場合、その保険契約者は会社に保険料を支払ったものとまず推定する。

第七五条

損害保険ブローカーの業務検査に資するために、登記官及び係官は損害保険ブローカーに証言させる、もしくは登録簿、会計簿、書類を提出させる、または検査のために登記官が定めた書式及び項目に従い報告書を提出させる、または当該検査のために日照時間内にその者の事務所に立ち入る権限を有する。ここにおいて損害保険ブローカーは相当の便宜を供しなければならない。

*第七六条

登記官は、損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーが以下の状態にあることが明らかになった時、損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーの許可書の取り消しを命じる権限を有する。

(一) 本法令の規定への違反行為をなした。

(二) 登記官もしくは委員会が布告規定した原則、方法及び要件に違反した、または従わない。

(三) 第六四条または第六七条に基づく資格を失った。

(四) 保険証券に基づく保険契約者もしくは被保険者または公衆に損害を及ぼしている、または及ぼす恐れがある。

登記官が第一段に基づき許可書取り消しを命じた時、その命令を許可書取り消し命令を受けた者に通知する。

第七七条

第七六条に基づき許可書取り消し命令を受けた者は、命令を知った日から一五日以内に大臣に不服を申し立てる権利を有する。大臣の決定は最終的なものとする。

第七八条

いずれかの者が外国の損害保険事業者と、または本法令に基づき損害保険事業の営業許可書を取得した者以外の者と保険契約を結ぶよう勧誘、助言もしくは何らかの行為をなすことを禁じる。

第一段の内容は、本法令に基づく損害保険事業の営業許可書取得者が外国の損害保険事業者と再保険契約を結ぶよう、登記官から許可書を取得した損害保険ブローカーがアドバイザーまたは管理する場合には適用しない。

第四／一章 保険数理士

*第七八／一条

会社の保険証券に基づく責任の計算報告は保険数理士からの保証を得ていなければならない。

*第七八／二条

保険数理士となる者は登記官から許可書を取得しなければならない。許可申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

*第七八／三条

保険数理士の許可書を申請する者は以下の資格を有していなければならない。

(一) 文官人事院が保証した教育機関から登記官の布告規定したカリキュラムまたは科目に基づく保険数理上の教育を修了し、保険数理または登記官が布告規定した保険に係る統計で五年以上の実務経験を有する。または

(二) 登記官が布告規定した保険数理士協会のフェロー級会員である。

第一段に基づく登記官の布告は官報で公示する。

*第七八／四条

保険数理士の許可書を申請する者は以下の禁止様態にあってはならない。

(一) 財産罪により、または第一〇八／一条もしくは第一〇八／二条に基づく罪により確定判決で禁固刑を受けたことがある。ただし許可書申請日より五年以上前に刑執行を終えている場合はその限りではない。

(二) 心神喪失者または心神耗弱者、無能力者、もしくは準無能力者である。

(三) 破産者である。

(四) 保険数理士の許可書使用停止期間中である。

(五) 許可書申請日より前、五年以内に保険数理士の許可書を取り消されたことがある。

*第七八／五条

保険数理士の許可書は交付日から二年間の期限を有する。

許可書の期間延長申請は、許可書の期限が切れる日より二か月以内前に許可書取得者が

申請書を提出する。申請した時、申請人は不許可命令の通知を受けるまで許可書取得者の地位にある。

許可書延長申請及び許可は委員会が布告規定した原則、方法及び要件に従う。

*第七八／六条

保険数理士は、登記官が布告規定した書式及び項目に従い、保険証券に基づく責任の計算報告書及び報告書に係る書類、またはその他の数理上の分析報告書を作成しなければならない。ここに登記官はその報告または書類の説明もしくは解説をさせることもできる。

*第七八／七条

保険数理士は委員会が官報公示により定めた職業倫理を遵守しなければならない。

*第七八／八条

登記官は保険数理士が以下の状態にあることが明らかである時、保険数理士の許可書の使用停止を命じる権限を有する。

(一) 第七八／六条または第七八／七条に従わない。

(二) 保険証券に基づく責任の計算報告を不注意により保証した。

第一段に基づく許可書の使用停止命令において、登記官は一年を超えない範囲で相当の停止期間を定める。

*第七八／九条

登記官は保険数理士が以下の状態にあることが明らかである時、保険数理士の許可書の取り消しを命じる権限を有する。

(一) 第七八／三条に基づく資格を欠いている、または第七八／四条に基づく禁止状態にある。

(二) 許可書の使用停止命令を受けたことがあり、第七八／八条に基づくいずれかの行為をなした。

*第七八／一〇条

第七八／八条もしくは第七八／九条に基づき保険数理士の許可書使用停止または許可書取り消しの命令を受けた者は、命令の通知を受けた日から三〇日以内に委員会に不服を申し立てる権利を有し、委員会は不服申し立てを受けた日から六〇日以内に申し立てを審査終了する。

委員会の決定は最終的なものとする。

*第五章

損害保険基金

*第七九条

会社が破産した、または損害保険事業の営業許可書を取り消された場合、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者を保護する目的、並びに損害保険事業を堅固性かつ安定性を有するように開発する目的を有する法人格の「損害保険基金」と呼ぶ基金を設置する。

基金は予算法に基づく官公庁または国営企業ではない。

*第八〇条

基金は以下から構成される。

(一) 保険事業監督振興委員会事務局の損害保険事業開発基金から譲受した金銭及び財産。

(二) 第五八条に基づき受け取った金銭。

(三) 第八〇/三条に基づき受け取った金銭。

(四) 第八〇/四条に基づき受け取った追加金。

(五) 賞金及び経費を差し引いた後の第一一一一条に基づく罰金。

(六) 寄付者のいる金銭または財産。

(七) 基金の資金または資産からの利得または収入。

(八) 政府からの支援金。

*第八〇/一条

基金は第七九条に基づく目的の範囲内で諸行為をなす権限を有する。その権限には以下のものも含める。

(一) 所有権の保持、占有権及び諸物権を有する。

(二) 王国の内外で権利を発生させる、または何らかの法律行為をなす。

(三) 基金の目的に基づく実施に資するため会社に資金借り入れさせる。

(四) 基金の財産からの利得追求のため投資する。

(五) 基金の目的成就に係るその他の行為。

*第八〇/二条

基金は以下の事業のために支出する。

(一) 会社が破産した、または損害保険事業の営業許可書を取り消された場合、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者を援助する。

(二) 損害保険事業を堅固性かつ安定性を有するように開発するにあたっての支出として。ここに第八〇条 (一) 及び (二) に基づき得た金額を上回らないようにする。

(三) 基金運営上の支出、及び基金の事業管理に係るその他の支出として。ここに基金運営理事会が定めたレートを上回らないようにする。

*第八〇／三条

会社は、委員会が大臣の承認により布告規定したレートに基づき、基金に納金する。当該レートは基金への納金期日の前の六か月間に会社が受け取った保険料の〇・五%を上回ってはならない。

基金への納金の原則、方法、要件及び期間は委員会が布告規定したところに従う。

基金に目的に基づく実施に十分な金銭及び財産がある場合、委員会は大臣の承認により基金への納金のレートを引き下げる、または中止することを布告規定できる。

*第八〇／四条

いずれかの会社が第五八条または第八〇／三条に基づき正しく、全額を基金に納金しない場合、その会社は正しく、もしくは全額を納金していないその不足額につき月一・五%のレートで追加金を支払わなければならない。このとき月の端数は一月として計算する。

会社が第五八条もしくは第八〇／三条に定めたところに基づき納金できないのは不可抗力であると登記官が判断し、会社が期限日から七日以内に基金に納金した場合、第一段に基づく追加金は一%に引き下げる。

会社が基金に納金しない、または第一段に基づく追加金を支払わない間、登記官はその会社の事業拡張を禁じる命令を出す。ここに会社が正しくかつ全額を基金に納金し、追加金を支払い、登記官が事業拡張禁止命令を撤回するまで事業拡張はできない。

本条に資するため、第三段に基づく事業拡張である場合に対しては第二七／六条第二段の規定、及び第八九／一条で規定されたところに基づく第二七／六条第一段への違反における罰則規定を準用する。

*第八〇／五条

会社が破産し、または許可書を取り消され、第二六条に基づき債務弁済を受ける金額が不足である場合、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者は基金から債務弁済を受ける権利を有する。

各債権者が基金から債務弁済を受ける権利を有する金額は、第二六条に基づき債務弁済を受ける金額を合計した時、保険契約により生じた債務額を上回ってはならない。各契約によって生じた債務を合計したときに一〇〇万バーツ超の額であれば、一〇〇万バーツだけ債務弁済を受ける権利を有する。

支払いにおける原則、方法及び要件、並びに第二段に基づく保険契約により生じる債務は委員会が布告規定したところに従う。

*第八〇／六条

公正を期すために、委員会は大臣の承認により、全般的に、またはいずれかの種類の保険契約に対してのみ、第八〇／五条第二段に定められたところを上回る、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者に支払われる金額を布告規定することができる。

*第八〇／七条

基金は基金が支払った金額につき、保険契約により生じる債務弁済を受ける権利を有する債権者の権利を引き継ぎ、財産保全官または清算人からその金額で債務弁済を受ける権利を有する。この場合、基金はその会社の全ての一般債権者より優先権を有する。

*第八一条

財務省次官を理事長、保険事業監督振興委員会事務局長を副理事長、タイ国銀行代表、タイ損害保険協会代表を理事、大臣が任命する有識者理事四人以下から構成される「基金運営理事会」と呼ぶ理事会を設置する。

基金マネージャーを書記とする。

*第八一／一条

大臣が任命する有識者理事の任期は一期三年とする。

大臣が任命する有識者理事が任期切れ前に退任する場合、または任命された理事が在任中に大臣が追加の有識者理事を任命する場合、代わりに任命される者、または追加で任命される者の任期はすでに任命されていた理事の残り任期と同じとする。

第一段に基づく任期が満了したが、新たな理事が任命されていない場合、任期に従い退任した理事は、新たな理事が就任するまで任務継続のためその地位にとどまる。

退任した理事は再任可能だが、連続二期までとする。

*第八一／二条

第八一／一条に基づく任期に基づく退任のほか、大臣が任命した有識者理事は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 破産者となった。
- (四) 背任、悪品行または能力欠如により大臣が解任した。
- (五) 無能力者または準無能力者である。
- (六) 確定判決で禁固刑を受けた。
- (七) 政治公務員または政治的地位者である。

***第八一／三条**

基金運営理事会は以下の権限義務を有する。

- (一) 方針を定め、基金の事業運営における規則、規約及び告示を制定する。
 - (二) 基金の出納、現金保管及び利得追求に係る規約を定める。
 - (三) 債務弁済請求、及び保険契約により生じる債務の弁済を受ける権利を有する債権者に対する債務弁済許可に係る規約を定める。
 - (四) 損害保険事業の堅固性及び安定性開発における基金の資金支出に係るレート及び規約を定める。
 - (五) 第八〇／一条 (三) に基づく会社の借りに関する原則、方法及び要件を定める。
 - (六) 第八〇／二条 (三) に基づく基金運営における費用のレートを定める。
 - (七) マネージャーの任務遂行に係る規約を定める。
 - (八) 基金の目的成就に必要な、または関係するその他の行為。
- (二) (三) (四) (五) 及び (六) に基づく規定は委員会から承認を受けなければならない。

第一段に基づく任務遂行において、基金運営理事会は審査のために登記官、会社または何らかの者に説明させる、書類もしくは証拠を提出させることができる。

***第八一／四条**

基金運営理事会の会議は全理事の半数以上の出席をもって成立する。

基金運営理事会の会議において理事長が欠席または任務を遂行できない場合、副理事長が会議の議長となる。理事長、副理事長とも欠席または任務を遂行できない場合は、出席した理事が一人の理事を会議に議長に互選する。

会議の決定は多数決による。理事一人は一票を有し、票決において票数が同じであれば会議の議長が決定票を投じる。

***第八一／五条**

本法令に基づく任務遂行において、基金運営理事会は基金運営理事会の委託に基づく審査または業務のために小委員会を任命する権限を有する。

第八一／四条の規定を小委員会の会議にも準用する。

***第八一／六条**

理事長、理事、小委員会の委員は大臣が定めた会議手当て及びその他報酬を受け取る。

***第八二条**

基金は基金運営理事会が任命した一人のマネージャーを置く。

マネージャーの就任、退任及び試用または任用における要件規定は、基金運営理事会が定めた雇用契約に従う。雇用契約は一期につき四年を超えない。雇用契約の期限が満了した時、基金運営理事会は雇用契約を延長することができるが、連続二期を超えて就任することはできない。

マネージャー雇用契約において、理事長が基金の名のもとに契約を結ぶ権限者となる。

マネージャーは基金運営理事会が定めた賃金、報酬及びその他の金銭を受け取る。

*第八二／一条

マネージャーとして任命を受ける者は以下の資格を有していなければならない。

- (一) タイ国籍者である。
- (二) 満六五歳以下である。
- (三) 基金に常勤できる。

*第八二／二条

第八二／一条に基づく資格のほかに、マネージャーとして任命を受ける者は、以下の禁止状態にあってはならない。

- (一) 財産罪により確定判決で禁固刑を受けたことがある。
- (二) 破産者である、または破産者だったことがある。
- (三) 予算法に基づく官公庁、地方官庁、国営企業、または国のその他の機関の公務員、職員または被雇用者である。
- (四) 政治公務員または政治的地位者である。
- (五) 基金と競争形態にある事業を有する法人で何らかの地位にある。
- (六) 基金との契約、基金に対する事業で直接または間接的に利害関係者である。ただし基金が株主である会社の取締役として基金運営理事会が委託した者はその限りではない。

*第八二／三条

雇用期限に基づく退任のほかに、マネージャーは以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 第八二／一条または第八二／二条に基づく資格を欠いた、または禁止状態にある。
- (四) 基金運営理事会が雇用打ち切りが相当と決定した。

*第八二／四条

基金の外部者に係る事業においてはマネージャーを基金の代表者とする。マネージャーの業務遂行及び別の者への業務代行委任は基金運営理事会が定めた規則に従う。

第一段に基づく規則に違反した法律行為または行為は基金を拘束しない。ただし基金運営理事会が同意した場合はその限りではない。

*第八三条

基金は国際基準に基づき会計制度を導入、維持し、定期的な内部会計検査及び以下の項目を記載する会計簿を有する。

(一) 支出入。

(二) 事実に基づく、及びその項目の事由となる内容に基づく財務を示す資産及び負債。

*第八三／一条

国家会計検査院または国家会計検査院が承認した会計監査人を基金の会計検査人とする。

*第八三／二条

会計検査人は会計検査結果報告書を作成し、会計年期末日から一二〇日以内に基金運営理事会に提出し、当該報告の写しを委員会及び大臣にも送付する。

第六章

罰則規定

第八四条

第七条第五段、第八条、第九条、第一〇条、第一六条、第二〇条に違反した、もしくは従わない、または第六条第四段、第七条第一段に基づき大臣が定めた要件、または第三条(一〇)第二段もしくは第三三条第二段に基づき登記官が定めた要件に従わない会社は、二万バーツから二〇万バーツの罰金に加え、連続しての違反行為であれば違反期間中にわたり一日につき一万バーツ以下の罰金に処する。

第八五条

第一条に従わず株主名簿を検査しない、または株主に通知しない会社は、一万バーツから五万バーツの罰金に加え、連続しての違反行為であれば違反期間中にわたり一日につき五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第八六条

第一七条に違反した者は、二年から五年の禁固、もしくは二〇万バーツから五〇万バーツの罰金、またはその併科に処すとともに、違反期間中にわたり一日につき二万バーツ以下の罰金に処する。

***第八七条**

第一八条第一段に違反した者は、二万バーツから一〇万バーツの罰金に処すとともに、違反期間中にわたり一日につき五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーで、第一八条第二段に基づき登記官が布告規定した原則、方法及び要件に違反して名称を使用した、もしくは事業名を提示した者は、一年以下の禁固、または一〇万バーツ以下の罰金、もしくはその併科に処する。

***第八八条**

第二三条、第二八条、第三一条、第三三条、第三四条、第三五条、第三六条、第五二条、第五三条、第五四条第一段に違反した、もしくは従わない、または第二四条に基づき準備金を預託しない、または第三七条に基づき委員会が布告規定したところに従わない、または第四一条もしくは第四三条に基づく登記官の命令に従わない者は、五〇万バーツ以下の罰金に処し、違反行為が連続したものである場合は違反期間中にわたって一日につき二万バーツ以下の罰金に処する。

第八九条

第二五条に違反した者は、五万バーツ以下の罰金に処する。

***第八九／一条**

第二七条第五段、第二七／一条第一段、第二七／三条、第二七／四条または第二七／六条第一段に違反した会社は、五〇万バーツ以下の罰金に処する。

***第九〇条**

第二九条に違反して保険証券もしくは付属書類を交付した、または第三〇条に違反して保険料レートを定めた会社は、三〇万バーツ以下の罰金に処する。

***第九〇／一条**

第三五／二条に違反した者は、三年以下の禁固、もしくは三〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

***第九〇／二条**

虚偽の検査及び鑑定報告をなした損害保険鑑定人は、二年以下の禁固、もしくは二〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処し、第一〇九条第二段及び第三段の規定を準用する。

第九一条

第三八条に従わない会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第九二条

第四一条に従わない会社は、一〇万バーツ以下の罰金に処する。

*第九三条

第二七／五条第一段、第三九条、第四四条、第四七条、第五〇条、第五二／二条、第五四条第二段に違反した、もしくは従わない、または第四九条に基づく委員会の命令もしくは第五〇／一条に基づく登記官の命令に従わない会社は、一〇万バーツ以下の罰金に加え、違反期間中にわたって一日につき五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第九四条

第四六条に基づき利害関係者が要求したところに基づき登録簿を閲覧させなかった、または報告書の謄本を作成しなかった会社は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第九五条

第四九条に基づく報告書の提出もしくは説明において虚偽の内容を意図的に示した、または届け出なければならぬ事実を隠蔽した会社は、二万バーツから一〇万バーツの罰金に処する。

第九六条

第五一条に基づく遂行で登記官もしくは係官に妨害した、または便宜を供しなかった、または第五一条に基づく登記官もしくは係官の命令に違反した者は、一か月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第九七条

第五三条第五段に違反した者は、三年以下の禁固、もしくは三〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

*第九八条

第五七条第一段に違反した会社は、五〇万バーツ以下の罰金に処する。

第九九条

第六三条第一段に違反した者は、六か月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

*第一〇〇条

第六六条第二段に基づき会社から文面で権限委譲を受けずに損害保険契約を交わした損害保険エージェント、または第六六条第三段に基づき会社から文面で権限委譲を受けずに保険料を受け取った損害保険ブローカーもしくは会社の従業員は、二年以下の禁固、もしくは二〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

*第一〇〇/一条

第三〇/一条第二段に違反した、もしくは従わない、または第六六/一条に従わない損害保険エージェントは、三万バーツ以下の罰金に処する。

第一段の行為が会社もしくは保険契約者に損害を及ぼす事由となった場合は、三か月以下の禁固、もしくは三万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

*第一〇〇/二条

第六六/二条に従わない損害保険ブローカーまたは会社の従業員は、三万バーツ以下の罰金に処する。

第一段の行為が会社もしくは保険契約者に損害を及ぼす事由となった場合は、三か月以下の禁固、もしくは三万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一〇一条

損害保険ブローカーの許可書申請書に示した、または第六九条に基づく登記官への事務所移転通知に基づく事務所を有していない損害保険ブローカーは、一万バーツから五万バーツの罰金に処する。

第一〇二条

第六九条に基づき登記官に通知せずに事務所を移転した損害保険ブローカーは、一万バーツ以下の罰金に処する。

第一〇三条

第七〇条第一段に従わない、または第七〇条第二段に基づき登録簿及び会計簿に記載しなかった損害保険ブローカーは、五万バーツの罰金に加え、違反期間中にわたって一日につき二〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第一〇四条

第七一条に従わない損害保険ブローカーは、五万バーツ以下の罰金に処する。

第一〇五条

第七五条に基づく登記官または係官の召喚命令に従わない損害保険ブローカーは、一か月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一〇六条

第七五条に基づく登記官もしくは係官の遂行を妨害した、または便宜を供しなかった者は、一か月以下の禁固、もしくは一万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

第一〇七条

第七八条第一段に違反した者は、六か月以下の禁固、もしくは五万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

*第一〇八条

会社が第二三条、第二八条、第三五条もしくは第五七条第一段への違反により意図的に違法行為をなした、または第四九条に基づく通知もしくは説明で虚偽の内容を示した、もしくは事実を隠蔽した、または第五二条第一段に基づき一時的に損害保険の引き受けを中止しない場合、その会社の取締役もしくは業務責任者は、一年以下の禁固、もしくは一〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。ただし自己がその会社の違法行為に関係していなかったことを証明できるときはその限りではない。

*第一〇八／一条

第七八／二条に違反した者は、三年以下の禁固、もしくは三〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。

*第一〇八／二条

保険証券に基づく責任の計算で虚偽の報告を保証した、または虚偽の報告に係る報告もしくは書類を作成した保険数理士は、二年以下の禁固、もしくは二〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処し、第一〇九条第二段及び第三段の規定を準用する。

第一〇九条

以下の違法行為が明らかである場合、

(一) 会社の業務において、取締役または責任者が刑法典第一二編の第一章、第三章、第四章、第五章もしくは第七章、または仏暦二四九九年登録パートナーシップ・有限パートナーシップ・株式会社・協会・財団に係る違法行為規定法令の第四〇条、第四一条もしくは第四二条、または仏暦二五三五年公開株式会社法令の第二一五条もしくは第二一六条の規定に基づく財に係る違法行為をなした。

(二) 会社の会計監査において、会計監査人が刑法典の第二六九条、または仏暦二四九

九年登録パートナーシップ・有限パートナーシップ・株式会社・協会・財団に係る違法行為規定法令の第三条に基づく違法行為をなした。

(三) いずれかの者が(一)もしくは(二)に基づく違法行為の教唆犯である、または従犯である。

保険局を刑事訴訟法典に基づく被害者とみなす。

本条に基づく罪において、検察官が刑事告訴した時、検察官は被害者に代わり財産もしくは価格または損害賠償金を請求する権限を有する。ここにおいて刑事訴訟法典に基づく刑事訴訟に関連する民事告訴についての規定を準用する。

第一一〇条

いずれかの者が第一〇九条の規定に基づく違法行為をなした証拠が明らかで、放置すれば公衆の利益に損害が生じると判断した場合、保険局はその者の財産、もしくは法律に基づきその者の財産であるとみなすことのできる財産を押収または差し押さえるよう命じる権限を有する。このとき六か月を超えて押収または差し押さえることはできない。ただし裁判所に当該押収または差し押さえ命令を求めた訴えがある場合は、裁判所が別段の命令をなすまではその限りではない。六か月以内に告訴できない事由がある場合、権限を有する裁判所は保険局の訴えに基づき期間延長を命じることができる。

保険局は保険局の係官を第一段に基づく押収または差し押さえの執行官に任命する権限を有する。

第一段に基づく財産の押収または差し押さえに国税法典の規定を準用する。

第一段に基づく場合、当該人物が国外に逃亡すると疑える事由があり、保険局が訴えた時、刑事裁判所はその者の出国禁止を命じる権限を有する。急ぐ必要がある緊急の場合は、保険局長または保険局長が委任した者が警察局長に通知する。警察局長は刑事裁判所が別段の命令を下すまで一時的に一五日を超えない範囲で、その者の出国禁止を命じる権限を有する。

第四段に基づく刑事裁判所または警察局長の命令に違反した者は、一〇年以下の禁固、及び一〇〇万バーツ以下の罰金に処する。

[注／改組により保険局は保険業監督振興委員会事務局、警察局長は警察庁長官となっている]

第一一一条

第八六条及び第一一〇条を除く本法令に基づく犯罪は、大臣が任命した委員会が略式処分する権限を有する。

第一段に基づき大臣が任命した委員会は三人からなり、一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

委員会が略式処分を下し、被疑者が委員会の定めた期間内に略式処分に基づく料金を支払った時、その事件は終結する。

*第一一一／一条

罰金刑のみの本法令に基づく犯罪は、違法行為のあった日から五年以内に裁判所に訴えられなかった、または第一一一一条に基づき略式処分が下されなかった場合、時効が成立する。

*第一一一／二条

会社、損害保険エージェント、損害保険ブローカーもしくは保険数理士が、本法令または本法令の内容に基づき制定された省令もしくは布告への違反または不遵守となる行為をなした場合、保険事業監督振興委員会事務局は当該違反もしくは不遵守を告示または公告する権限を有する。このとき違反もしくは不遵守の詳細に加え、関係者の名を公衆に示す。ここに委員会が布告規定した原則及び方法に従う。

経過規定

第一一二条

仏暦二五一〇年損害保険法令に基づき損害保険事業営業許可書を取得した会社は、本法令に基づき損害保険事業営業許可書を取得した会社であるものとみなし、本法令の施行日前もしくは施行日に当該法令に基づき許可を取得した会社の支店は、許可にあたって大臣が定めた要件に従い、本法令に基づき許可を取得した会社の支店であるものとみなす。

第一一三条

第一一二条に基づく会社で、本法令の第八条に従っていない株式発行のある会社は、本法令の施行日から二年以内に、本法令の第八条に基づき是正する。

第一一四条

第一一二条に基づく会社が本法令の第九条に規定された比率を下回るタイ国籍者の株主または取締役を有している場合、既存のタイ国籍者の株主または取締役のまま存続することができる。

第一一五条

本店とは別に事業所を有し、会社の利益のための何らかの事業を営む第一一二条に基づく会社は、本法令に基づき支店とする許可を申請するか、その事業所を廃止する。ここに、本法令の施行日から一年以内に完了しなければならない、当該期間中は第一六条への違反と

はみなさない。

第一一六条

第一一二条に基づく会社は本法令の第一九条に基づく省令の施行日から一年以内に、本法令の第一九条に基づき正しく営業保証金を預託する。

第一一七条

第一一二条に基づく会社は本法令の施行日から三年以内に、本法令の第二七条に基づき正しく自己資本を保持する。

第一一八条

第一一二条に基づく会社が本法令の施行日前に取得した、または所有する不動産に対し本法令の第三三条の規定を適用せず、その不動産の使用中止日または取得日から九年以内に本法令の第三三条に基づき売却しなければならない。ただし第一一二条に基づく会社が仏暦二五一〇年四月一四日より前に取得した、または所有していた不動産はその限りではない。

第一一九条

本法令の施行日前または施行日に合法に就任していた第一一二条に基づく会社の取締役、マネージャー、従業員、経営責任者または顧問に対し、本法令の第三四条の規定を適用しない。

第一二〇条

保険証券に基づく保険契約者もしくは被保険者、または保険契約に基づく請求権を有する者が保険証券に基づき受け取る権利のある損害賠償金で、本法令の施行日にその請求権の期限がすでに切れ、会社の占有下にあるものについて、会社は本法令の施行日から三か月以内に検査し、当該金銭を基金に納入する。ここに第八〇条の内容を準用する。

第一二一条

本法令の施行日前または施行日に生命保険法に基づき生命保険事業の営業許可を取得していた第一一二条に基づく会社は、以下の要件下に、引き続きその許可書に基づき生命保険事業を営むことができる。

(一) 本法令の第一九条及び第二七条に基づき登記官に預託しなければならない営業保証金並びに会社が保持する自己資本は、第一一二条に基づく会社が損害保険法に基づき預託及び保持しなければならない営業保証金及び自己資本と分離した営業保証金及び自己資本でなければならない。

(二) 生命保険事業の支出入は損害保険事業の支出入とは分離しなければならない。

(三) 大臣が本法令の第五九条に基づき損害保険事業の営業許可書を取り消した場合、大臣はその第一一二条に基づく会社の生命保険事業の営業許可書を取り消したものとみなす。

第一段に基づく会社は生命保険法に基づく生命保険事業の営業許可書を申請するために新たに会社を設立する。このとき本法令の施行日から八年以内に第一一二条に基づく会社の生命保険事業部門の資産、負債、保険証券に基づく義務、従業員及び被雇用者をその新設会社に引き継ぐ。当該期間内に許可書取得申請のために会社を新設しない、または本条に違反している場合は、第一一二条に基づく会社の生命保険事業営業許可書は期限切れであるものとみなす。

第一一二条

必要な事由がある場合、第一一二条に基づく会社がその必要な事由を示して期間延長を求めた時、大臣は第一一三条、第一一五条、第一一六条及び第一一七条で定めた期間を延長する権限を有する。ただし当該期間延長は第一一三条、第一一五条、第一一六条及び第一一七条で定めた期間の終了日から二年以内でなければならない。

第一二三条

仏暦二五一〇年損害保険法令に基づき損害保険エージェント許可書または損害保険ブローカー許可書を取得していた者は、本法令に基づく損害保険エージェント許可書または損害保険ブローカー許可書の取得者であるものとみなす。

第一二四条

仏暦二五一〇年損害保険法令に基づき損害保険エージェント許可書及び損害保険ブローカー許可書を同時に取得していた者は、本法令の施行日から二か月以内に登記官に対し、損害保険エージェントまたは損害保険ブローカーとしてのいずれかの行為の中止を届け出る。当該期限までに届け出なかった場合、当該期限日からその者の損害保険ブローカーとしての許可書の期限は切れたものとみなす。

第一二五条

本法令の施行日前または施行日に施行中の省令、布告もしくは要件は、本法令に基づく省令、布告もしくは要件が施行されるまで、本法令の規定に反しない限りにおいて施行を継続することができる。

*手数料レート（注／二〇〇八年に改定。実際のレートはこれを上回らない範囲で省令で規定）

- (一) 損害保険営業許可書申請 20万バーツ
- (二) 全種類損害保険営業許可書 200万バーツ
- (三) 会社合併の場合の損害保険営業許可書 10万バーツ
- (四) 一部損害保険事業の営業許可書 160万バーツ
- (五) 支店開設許可書 8万バーツ
- (六) 本店または支店の移転許可 2万バーツ
- (七) 損害保険エージェントまたは損害保険ブローカー許可書申請のための知識試験申し込み料 400バーツ
- (八) 損害保険エージェント許可書 800バーツ
- (九) 法人に対する損害保険ブローカー許可書 4万バーツ
- (一〇) 自然人に対する損害保険ブローカー許可書 800バーツ
- (一一) 損害保険鑑定人許可書申請 500バーツ
- (一二) 保険数理士許可書申請 500バーツ
- (一三) 損害保険鑑定人許可書 2万バーツ
- (一四) 保険数理士許可書 2万バーツ
- (一五) 全種類の許可書の代用書 400バーツ
- (一六) 全種類損害保険事業の年次手数料 20万バーツ
- (一七) 一部損害保険事業の年次手数料 16万バーツ
- (一八) 損害保険エージェント許可書の一年延長 400バーツ
- (一九) 損害保険エージェント許可書の五年延長 2000バーツ
- (二〇) 法人に対する損害保険ブローカー許可書の一年延長 1万2000バーツ
- (二一) 法人に対する損害保険ブローカー許可書の五年延長 6万バーツ
- (二二) 自然人に対する損害命保険ブローカー許可書の一年延長 400バーツ
- (二三) 自然人に対する損害保険ブローカー許可書の五年延長 2000バーツ
- (二四) 損害保険鑑定人の許可書延長 1万2000バーツ
- (二五) 保険数理士の許可書延長 1万2000バーツ
- (二六) 書類閲覧申請 1回につき100バーツ
- (二七) 書類謄本作成または証明 1枚につき100バーツ
- (二八) 保険証券、保険証券の構成書類または末尾書類の書式及び内容の承認申請 一書式につき4000バーツ
- (二九) 保険料率規定承認申請 一書式につき4000バーツ

(おわり)